

○増田補佐 定刻となりましたので、ただいまより第78回「補装具評価検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、構成員の皆様には、オンラインにて御参加いただいております。

また、YouTube上でライブ配信を行っておりますが、アーカイブ配信はいたしませんので、会議開催時間帯のみ視聴可能となっております。御承知おきください。

最初に、本日の構成員の出席状況について、御報告申し上げます。

本日は、陳構成員が遅れて御出席される予定としておりまして、他の11名の構成員の皆様には御出席をいただいております。陳構成員の御出席をもって、12名全ての構成員に御出席いただく予定となっております。

続きまして、事務局におきまして人事異動がございましたので、御報告をさせていただきます。

障害保健福祉部長、野村の後任として水谷忠由、企画課長、乗越の後任として宮腰奏子の2名が着任しておりますが、ただいま別の公務の対応中のため、本日は遅れての参加予定となっております。大変申し訳ございません。

以降の進行につきましては、高岡座長にお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高岡座長 皆さん、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。時間は17時までということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○増田補佐 本日の資料は、議事次第、資料1と2、参考資料の1と2と3となっております。資料の不足などございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

○高岡座長 皆さん、大丈夫でしょうか。

では、本日の議事に入りたいと思います。

議題1「令和9年度補装具告示等改正に向けた主な論点整理」ということで、事務局から、まずは御説明をお願いいたします。

○野原専門官 それでは、まず、資料1を御説明させていただきます。

資料1は、第76回、第77回の補装具評価検討会で提示させていただきました論点（案）について、当日の構成員の御発言を含めまして、本検討会までにいただいた御意見をまとめたものになります。

表紙の次、スライド1になります。

令和9年度補装具等改正に向けた進め方の基本的な考え方については、資料のとおり、これまで御説明してきたものと変わりございません。

今後のスケジュール（案）ですが、本日の第78回補装具評価検討会において、事務局でまとめた論点や御意見、団体ヒアリングの結果について、改正方針の作成につながる御意見をいただきたいと考えております。

事務局では、いただいた御意見を踏まえて、11月下旬の検討会で作成した改正（案）の提示を行い、2月下旬に改正内容の案を御報告したいと考えております。

スライドの2に移ります。

義肢装具製作工程のデジタル技術導入の主な論点（案）を改めて御説明させていただきます。

デジタル技術については、業務の効率化、人材不足への対応として医療DXあるいは製造業全体においても導入が進められているところではありますが、補装具告示においては、3Dスキャナによる身体形状の取得を採型とは認めておらず、製作工程でのデジタル技術の使用についても特に明示していない状況です。

義肢装具の製作工程にデジタル技術を導入するに当たっては、装具の精度・安全性・作業時間の変化・費用対効果とデジタルデータを含めた個人情報の取扱方法について検討を進める必要があります。

また、プライベートゾーンに係る義肢装具の採型については、被採型者のプライバシー尊重等を含めたガイドラインがありません。

スライド3になります。

現状を踏まえた主な論点として、採型を含む義肢装具製作工程におけるデジタル技術の導入についてというものを挙げさせていただいております。

主な御意見として、被採型者の個人情報の管理以外にも、プライベートゾーンの採型について課題がある。本年7月成立の改正個人情報保護法を踏まえて、厚生労働省でガイドランスの制定、作成が進むと思うが、補装具に係る部分は早急に進めていただきたい。海外のガイドライン等を調査し、参考にして進めてはどうか。MRI、CTのデータを利用しないのは、トータルコストで余計なことをしている可能性があるのではないかと。採型と製作を分け、それぞれの導入可否を検討してはどうか、といった御意見をいただいております。

スライドの4になります。

下肢装具の主な論点(案)について御説明させていただきます。

支柱付短下肢装具の「足部」に当たるものですが、合計14種類選択できるような状況になっております。

令和7年度厚生労働科学研究の結果として、算定項目が複雑化であることが、補装具事業者の見積もり作成業務、行政の見積もり確認業務の効率化を阻害している要因であるということが、74回の補装具評価検討会で報告されております。これを踏まえ、補装具告示別表の整理統合を進める必要があると考えております。

加えて、足部に変形、褥瘡及び胼胝がある場合、靴型装具では着脱困難なことも多く、つま先のない足部覆いが処方されることも多いですが、靴型装具として足部覆いは定めら

れていないため、足部覆いを算定することができておりません。

令和6年度厚生労働科学研究の結果から、足部覆いは、靴型装具よりも基準額が低くなる可能性があります。

現状を踏まえた主な論点として「下肢装具の足部又は靴型装具の項目を整理統合することについて」を挙げさせていただいております。

こちらは、第77回の補装具評価検討会では、特に御意見はいただいておりますので、記載がないということになっております。

スライドの5に移ります。

姿勢保持装置、種目整理の主な論点（案）を御説明いたします。

現状、姿勢保持装置の構造フレームが車椅子または電動車椅子の場合は、車椅子または電動車椅子の本体価格で構造フレームの基準額を算定することになっていますが、種目については、姿勢保持の機能があるかどうか、表の黄色か緑かで、姿勢保持装置と車椅子または電動車椅子を分けています。

一方で、支給個数の考え方は、構造フレームが木材・金属か、車椅子または電動車椅子か、移動の機能があるかどうかで分けています。

種目と支給個数の分け方が統一されていない現状に対し、2台目の支給判断の観点からも姿勢保持機能の有無ではなく、構造フレームの種類で判断するほうが明確であるとの意見もあります。

現状を踏まえた主な論点として、構造フレームに車椅子または電動車椅子を使用した場合に、種目を車椅子または電動車椅子とすることの是非について、を挙げさせていただいております。

主な御意見として台数管理もしやすくなるといった御意見をいただいております。

スライド6になります。

姿勢保持装置、製作要素価格の主な論点（案）を御説明いたします。

姿勢保持装置の製作において必要となる「頸部継手」「ハーネス」等の製作要素価格については、現在補装具告示別表に定めがありません。しかし、義肢における製作要素価格中には特定の定めがあり算定が可能となっております。姿勢保持装置では算定ができない状況が生じていると昨年度の団体ヒアリングでも指摘されております。

現状を踏まえた主な論点として、姿勢保持装置における頸部継手及びハーネスなどの、製作要素価格項目への追加について、を挙げさせていただいております。

主な御意見としては、姿勢保持装置の体幹パットは、装具の体幹パットに比べ工程が多いにもかかわらず、価格が安く不公平である。姿勢保持装置における体幹パットの価格適正化が必要ではないか、との御意見をいただいております。

続いて、スライド7になります。

車載用姿勢保持装置、支給に係る主な論点（案）を御説明させていただきます。

車載用姿勢保持装置の告示基準額では、利用者によっては必要となる体幹パッド等の製作

に対応する項目の定めがないため、そういった場合には特例補装具として支給を行っております。

車載用姿勢保持装置の特例補装具支給件数は、令和2年度の479件から令和6年度の646件へ増加が見られ、車載用姿勢保持装置の支給総数に対する割合も20%から26%と上昇しております。

現状を踏まえた主な論点として、車載用姿勢保持装置における体幹パッド等の取扱いについて、を挙げさせていただいております。

主な御意見として、パッド類の追加はよいと思う。どこまで厳密な姿勢保持を求めるのか。オーダーメイドとレディメイドを分けたほうがよいかもしれない。車載用姿勢保持装置の補装具告示価格は既製品販売を前提とし、取付作業人件費が含まれていないので、取付費用を算定可能としてはどうか、といった御意見をいただいております。

スライド8になります。

車椅子・電動車椅子借受け対象化への主な論点（案）を御説明いたします。

補装具のデモ機無償貸出の実態調査においても、義足の完成用部品に次いで車椅子、電動車椅子の無償貸出が行われている実態が報告されています。

また、入院患者が、退院時に日常生活で必要となる車椅子が納品されるまで、自費で車椅子をレンタルする必要があるといった実態が報告されています。

入院患者が車椅子の利用を開始した時点から、長期的な変化を見越して適合を予測することは専門職であっても困難であるのに対し、仮に短期間の借受けが利用可能で、車椅子の仕様を評価してから購入することができれば、購入後の不適合や不使用を防ぐ可能性につながるとの報告があります。

加えて、障害者が社会参加するための移動確保の観点からも、車椅子及び電動車椅子の借受けのニーズは高いことが報告されています。

スライド9になります。

現状を踏まえた主な論点として、車椅子及び電動車椅子の借受け対象化について、を挙げさせていただいております。

主な御意見として、すぐに必要なものは、厳密な適合よりも早急な手配を優先し、購入に向けて厳密な適合の必要なものをしっかり見ていく方法があってもよいのではないかと。採寸適合及び輸送費用である基本価格を借受け時に全額算定する、借受け後に購入する場合は基本価格を半額としてはどうか。借受け期間中の破損に対する保証責任の所在について、民間損害保険会社の活用可能性を議論してはどうか。借受期間中の破損に対する補償の問題については、借受期間が長期間になれば、公費として負担する補装具費が高額になることも危惧される、との御意見をいただいております。

スライド10に行きます。

視覚障害者安全つえの主な論点（案）を御説明いたします。

視覚障害者安全つえにおいては、補装具告示の購入項目に石突の種類による分類がされ

ておりません。修理項目には「マグネット付き石突交換」のみとなっております。

これまで、それ以外の石突は消耗品として、補装具費支給制度の対象外と整理されてきましたが、石突の種類であるパームチップなどは、使用中に破損して交換が必要になることも聞いております。

補装具費の支給申請において、負担軽減の観点から、特に視覚障害者の障害特性に配慮した申請方法へ変更する必要性について議論がされています。

高齢視覚障害者の増加に伴い、多脚つえの使用が望ましい場合も増加していますが、現在の補装具告示では視覚障害者安全つえの項目ではなく、歩行補助つえの項目にあり、視覚障害者安全つえの項目からはその情報が分からず、十分に周知もされていません。

スライド11になります。

現状を踏まえた主な論点として、視覚障害者安全つえ、石突の別表への記載方法、視覚障害者の補装具費支給申請手続、歩行補助つえの塗装に係る周知についての3点を挙げさせていただきます。

主な御意見として、石突の項目自体を今の時代にマッチしたようなタイプに変えていく必要があるのではないか。視覚障害者安全つえの補装具告示別表で石突を選択可能とし、選択基準を指針等で定めることとしてはどうか。

次の論点に関して、民間の保険を取り入れていくという考え方も今後検討できるのではないか。

手続については、オンラインが望まれている。

最後の塗装に係る周知についての部分ですが、御意見として、歩行補助つえの販売事業者は、白杖の販売事業者との連携がないのでは。視覚障害者安全つえに、歩行補助つえの算定が可能である旨を記載することとしてはどうか、との御意見をいただいております。

スライド12になります。

補聴器の主な論点（案）を御説明いたします。

補聴器メーカーが製作する障害者総合支援法に対応している補聴器の約9割がデジタル補聴器となっておりますが、アナログ補聴器ユーザーも一定数いらっしゃるのですが、第74回補装具評価検討会で報告されております。

補聴器の修理基準の項目は、アナログ補聴器が主流だった頃から見直しを行っていないため、デジタル補聴器の修理項目に合致するものがないという課題がございます。

市販されている補聴器の修理についてお話しすると、「定額修理」や「モジュール交換」といった修理価格設定、修理方法が大半であり、補装具費支給制度で示す部品単位での積算方式とは実態が乖離しているという実態が、補装具費の支給手続きが煩雑化する一因となっていると考えています。

9割の補聴器メーカーから、修理基準額の定額制化を希望するという声がある中、アナログ補聴器への対応の必要性や定額制へ反対するという意見もございます。

現状を踏まえた論点として、補聴器の修理基準の項目見直しについて、補聴器の修理基

準の定額制化について、主な論点（案）として挙げさせていただいております。

主な御意見として、必要のない項目というものが決まらないかもしれないとの御意見をいただいております。

スライド13を御覧ください。

重度障害者用意思伝達装置の主な論点（案）を御説明いたします。

重度障害者用意思伝達装置の支給に当たっては、対象者の状況から居宅でのデモ機の貸出しや試用を行う必要が生じることが多いですが、補装具告示の購入基準には本体の上限価格のみが示されており、補装具事業者は試用等に要するもろもろの費用を請求せずに、無償で対応していることが多いという実情があります。

こちらが以前からの運用ですが、重度障害者用意思伝達装置において、視線検出式入力装置を利用する場合には、呼び鈴分岐装置は附属品として支給対象としておりません。

一方で、視線検出式入力装置を利用し、かつ、呼び鈴も使用する場合には、本体と呼び鈴を接続するための機器が必要になるわけですが、現行制度では接続するための機器を対象としていません。

また、視線検出入力装置の利用者の半数以上において、夜間に支援者を呼ぶために呼び鈴を使用している実態が報告されており、その重要性が確認されているところでもあります。

現状を踏まえた主な論点として、居宅でのデモ機貸出や試用について。視線検出入力装置を利用している場合に、本体と呼び鈴を接続する機器について、の2点を主な論点として挙げさせていただいております。

主な御意見として、まず、居宅でのデモ機貸出や試用についてですが、事業者が調整を行うのではなく、医療関連職種が行うべきではないか。訪問介護など病院から派遣できる制度があればいいが、ないと病院は何もできない、といった御意見がございました。

視線検出入力装置を利用している場合に、本体と呼び鈴を接続する機器については、視線検出入力装置を利用している場合に、こういった状況で必要なのかについて検討が必要といった御意見がございました。

スライド14になります。

こちらは、当日いただいた御意見について、事前に厚労科研の研究班からいただいている資料を基に作成したものになりますが、いただいた御意見を御紹介させていただきたいと思います。

御意見1ですが、行政から事業者へ無償労働を提供するよう指示があるという実態が報告されているということです。

具体例としては、利用者の身体状況調査書など本来行政側が作成すべき書類を作成するよう指示があった。判定のために補装具の必要性に関する理由書を作成し、提出を求められたといったものがございます。

判定医や更生相談所が行うべき業務を整理してはどうか。事業者に行わせている無償労

務提供のうち、必須であるものとそうでないものを整理し労務対価を設定してはどうかといった御意見もございます。

御意見の2として、電動車椅子の電動駆動装置及び制御装置、駆動ユニットについては、着脱が可能なものを除いて、車椅子に取りつけるための専門的技術が必要であるが、告示価格には駆動ユニット本体価格のみが定められているだけで、取付費用については定められていない。駆動ユニットの本体価格のみで取りつけるための専門的技術を要する作業自体を補装具告示価格で算定できないことから、事業者による無償対応などが行われているということを御意見としていただいています。

これに対して、着脱式、切替式、アシスト式と独立させてはどうか、電動車椅子駆動ユニットの取付費用を算定できるようにしてはどうかといった御意見もいただいています。

続いて、御意見の3です。

支給決定プロセスにおいて、膨大な事務作業が必要であり、行政、事業者双方に多大な負担となっており、そのため、支給決定までに時間がかかり、利用者の生活に不利益となっているということが、74回補装具評価検討会で報告されています。

支給決定には来所判定が前提となっているものの、利用者と事業者の負担は大きいといった御指摘があり、その要因として、現制度の積算方法による価格算出方式や、告示の内容が専門的かつ複雑であること、補装具の構成要素の分類とその解釈が実態と乖離して、あいまいな分類と独自の解釈がなされていることが挙げられるということを御意見としていただいています。

このようなことから、基本価格及び製作要素価格の項目を整理し、価格構成の抜本的見直しを行ってはどうか。また、来所判定に加えて書類判定やオンライン判定を可能にするための方策を定めてはどうか。支給決定の地域間格差をなくし、迅速に進めるためにAI活用の可能性を検討してはどうかといった御意見をいただいております。

私からの資料の御説明は以上になりますが、足りない部分については、オブザーバーの先生などに、後で補足していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○高岡座長　ありがとうございました。

では、これから、今、御説明いただいた資料を参考にしつつ、皆様からの御意見、御質問を募りたいと思います。

本日は、次回の検討会で具体的な告示改正（案）というのを示していただけたと思うのですが、そちらに反映できるように、改正に向けた具体的な議論をしていただきたいと思います。

なお、御意見がある場合は、Zoomの手を挙げる機能を利用しておровしいたいと思います。また、御発言のない間は、ミュート機能の設定をお願いいたします。

それでは、まず、資料1に関して、これは一遍にやってしまうと大変になるので、順番に1つの項目ずつやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初に、進め方はいいとして、その次、デジタル技術導入の主な論点ということで、今、スライドに出ている現状と課題、それから、次に論点（案）というのがございましたけれども、何か追加あるいは御質問等ありましたら。

では、浅見構成員、よろしくお願いいたします。

○浅見構成員 浅見でございます。よろしくお願いいたします。

デジタル技術導入の主な論点に関する意見を申し上げたいと思います。

皆様も御承知のように、2026年7月に改正個人情報保護法が公布されたわけですが、具体的な医療・介護等の分野における運用につきましては、厚労省のほうで、これからガイドラインなどを定められるとお聞きしております。

これから、厚労省でガイドラインを定められるということですので、厚労科研班としては、それと別に何らかのガイドラインを検討するということは、現時点では、適切ではないかと思っております。補装具費支給制度における告示には、側弯症とか、難病とか、そういう方々のための補装具の定めもありますので、医療機関における採型、適合などが含まれることになると思いますので、

今後、厚労省で定められるガイドラインにおきまして、義肢装具の分野も含めましてどのような取扱いをするのかということ、自立支援振興室のほうで、他部局との連携を図っていただきながら整備していただきたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高岡座長 浅見構成員、ありがとうございました。

それは、ぜひやっていただきたいなと思っているところでございます。

西嶋構成員からも手が挙がっております。よろしくお願いいたします。

○西嶋構成員 西嶋です。

このデジタル技術の導入というのは、話を聞いていて、主に2つのところに分けられるかなと思ったのです。

1つは、採型の部分でデジタル技術をどのように使っていくのかということと、あとは、データを基にどう作っていくか、製作のところでデジタル技術をどう使っていくかというところの2つの話が入ってきているのかなと、聞いていて理解をしたのです。今のところ採型については、いろいろなガイドラインとか、その辺のところは、まだ十分に制定できていないので、まだ、時期尚早なのかなという印象は受けました。技術的にはやってできなくはないのかもしれないけれども、倫理的な問題とかを考えると、この9年に導入するには、まだ早いのかなという印象を受けてはいます。

あと、作るほうに関しては、今のところ、その作り方についてデジタルは駄目というわけではないので、ちゃんとしたものが出来上がってくるのだったら問題はないかと思えます。ただ、中長期的に見てコストがもし安価になるのだたらば、その分は、価格として還元していくべきではないかという議論は出てくると思うのですが、まだ最初のうちは、今のところ価格に関しては、慌てて別立てにしなくてもいいのかなという印象を受けたのですが、いかがでしょうか。

○高岡座長　ありがとうございます。

今の点について、事務局のほうから何か御発言はございますか。

○野原専門官　事務局です。ありがとうございます。

採型と製作で2つに分けたときに、採型の身体形状を取得するということところと、製作において3D技術を使うということところは、分けて考えられると思いますが、やはり大元のデータを採型と同じように、生体に向けてデジタルスキャンしたデータを使うということは認められないと整理されると思います。

製作においてもデジタルデータに患者さんの名前等が入っているということになれば、個人情報保護法を守らなければいけないものですので、製作においても3Dデータの取扱いというところをきちんと整理した上で、導入ということになろうかと思います。

○高岡座長　ありがとうございます。

いずれにしても、個人情報のガイドライン等々をしっかりとしないと、つくるほうのデータをどうするかという問題も含んでくるので、少し複雑な話にはなるなというところだと思います。

西嶋構成員がおっしゃっていたように、令和9年度にこのガイドライン等々が整理できて、さらに採型のときのさらなる細かいガイドラインができるのかというと、なかなか時間的にどうかなという気はいたしますが、でも方向としては、ぜひ進めていただければと思います。

ほかに、構成員の方から御質問、御意見ございますでしょうか。

お願いいたします。

○大西構成員　先ほど浅見先生のほうから、医療福祉全体でまとめたガイドラインをとということで、確かにそれは、本当に望ましいことだと思っております。

ただ、現状、いわゆる治療であったり、福祉を目的としない形で身体 of データを取って、それでものづくりをしているというところは、もう既に始まってしまっているところがあるかと思います。

そうなると、医療目的のところだけガイドラインがあって、そうでないところは、フリーにどうぞというのは、何となくおかしな話になっていくと思うので、時間をかけないといけないとは思うものの、その線引きの仕方も含めて、もう少し丁寧に議論をしないといけないのかなと。

ただ、時間をかけずに、上手に生かせるところは生かしていかないといけないのかなと思うので、一番大きなところは、取りあえずは、石膏包帯を使わないと認めないという、その縛りが大きいので、そこをどう考えるかというところを、まずは先に進めてもいいのかなとは思います。

以上です。

○高岡座長　ありがとうございます。

事務局のほうも貴重な御意見を参考にさせていただきたいと思います。

ほかには、いかがでしょうか。

よろしければ、論点がたくさんありますので、次に移りたいと思います。

では、次が、スライドは4ページになります。下肢装具の主な論点ということで、足部覆いを、簡単に言うと、追加して項目を整理しましょうということです。何か御意見ございますでしょうか。

特によろしいですか。足部覆い、実際はつくっているのですけれども、どの項目で算定するかという問題が確かに時々生じるということですので、整理していただいて、具体的なものを次回のときに示していただけるとありがたいということでよろしいでしょうか。

すみません、狭いところで、画面で見ているので、もし気がつかなかったらお声がけください。

では、ここはよろしいですね。

次に5枚目になります。車椅子と姿勢保持装置をどのように分けていくのかという論点でございます。何か研究班のほうからも追加でございましたら、よろしくお願いいたします。

○横井オブザーバー ちょっと今、聞こえなかったのですけれども、こちらのほうでお話ししてよろしいでしょうか。

○高岡座長 横井オブザーバー、どうぞよろしくお願いします。

○横井オブザーバー こちらに関してですけれども、厚労科研での一昨年のアンケート調査においても、車椅子、電動車椅子姿勢保持の種目分類に関してですけれども、本体の種目分類など、再検討したほうがよいという御意見もありましたし、姿勢保持装置の構造フレームで車椅子に相当するものは、車椅子であるということを明確にすべきなどの意見もございましたので、方向性としては、車椅子フレームつき姿勢保持装置については、種目を車椅子にして、台数と種目を一致させるほうがよいと考えております。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

大きくこのような分類にしていくというのは、前回もお話があったところで、特に反対の御意見はなかったのかなと思っているのですが、ほかに御意見、御提案がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。多分、これは分けていいのではないかと思いますのですが、どのように価格算定をしていくのかというところは、なかなか具体的には難しいところがあるなと思うので、そこをまとめていただいて、来年度に間に合わせるとしたら、次回のときに具体的なものをお出しいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかには、よろしいでしょうか。

では、次に行かせていただきます。

6枚目の姿勢保持装置の製作要素価格ということで、幾つかのパーツを追加することに関しての御提案です。何か追加の説明あるいは御意見ございましたら、お願いします。

研究班の横井オブザーバーのほうから、何かございますか。

○横井オブザーバー ありがとうございます。

こちらのほうは、姿勢保持装置で比較的使われる頸部継手とかハーネス、この場合は体幹とか肩などを複数押さえるベルトになるのですけれども、団体ヒアリングでも指摘されている内容のことで、調査も実施しながらやっていきたいと思います。

項目にないと、きちんと製作されてもお金が取れないということになってしまうため、検討していただきたいところであると考えております。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

これは、具体的にどれだけのパーツが入るのかということも含めて、また次回にお示しいただくことになろうかと思っておりますけれども、よく使われているパーツに関して、項目の中に入れていくということについては、特に反対の御意見といたしますか、ございますかね、具体的に出していただいてからでよろしいでしょうか。

では、ありがとうございます。では、次に進めていきたいと思っております。

次は7枚目になります。今度は車載用の姿勢保持装置に関する論点です。

これに関しても、何か追加説明などありましたら、お願いいたします。

浅見構成員、お願いいたします。

○浅見構成員 浅見でございます。

取付費用のことにしましては、前回の検討会においては、論点から外れていましたので、今回、事務局のほうに論点として追加していただくようお願いいたしました。公定価格ということにはなっているわけですが、補装具事業者の方が無償の労務提供をされているというのはよろしくない、というご意見が、これまでの補装具評価検討会でも出ております。

更生相談所での判定でも、取付けまでを確認しているとお聞きしておりますし、取付け技術料も含めて、事業者のほうで算定できるようにしていただくべきではないかと考える次第です。

では、金額的にどのくらいが妥当なのかという話になります。車載用姿勢保持装置が既製品として販売されているとしても、適合とか、調整とか、取付作業における事業者の拘束時間も結構長いと思われますので、姿勢保持装置と同等ぐらいの基本価格がよろしいのではないかなと考える次第です。よろしくお願いいたします。

○高岡座長 浅見構成員、ありがとうございます。

今の御発言に対してでもいいですし、そのほかございましたら、ありがとうございます、西嶋構成員、お願いいたします。

○西嶋構成員 西嶋です。

今、浅見構成員がおっしゃられた基本価格というのには、私も賛成ですね。やはり、車載用姿勢保持装置は、杖とかと同じように、物の値段と技術料が全部込みの価格設定にな

っていますけれども、できれば、これは、物の値段と技術料は切り分けて、それで技術料とか、あとは、送料とかそういった部分、物の値段以外の部分は、基本価格という形で設定するのが、やはり健全な形ですし、人件費の高騰、物価高騰、送料の値上げとか、そういったものに対しても、適切にその価格に反映するためにも、やはりここは切り分けていくという流れは、やっていったほうがいいのかと思います。

姿勢保持措置という名前が似ているところもありますので、片や基本価格が付いているもの、付いていないものというのは、そういう意味でも現場としては混乱を招きやすいとか、特例云々を考えたときに、ちょっとややこしいことになりかねないので、できれば、姿勢保持装置と同じような考え方を持ってもらえるといいのかなと考えました。

もう一つ、パッドとかの追加に関しても、既製品の装具、レディメイド装具と同じように、必要ならばオーダーメイドのほうの価格を準用してもいいみたいな感じで、通常の姿勢保持装置の付属品については、その項目を準用して、追加して算定してもいいよというものを設けてあげるといいのかなとは感じました。

全部の付属品がいいかどうかは、ちょっと検討しなくてはいけないところかもしれませんが、パッドとかについては、やってもいいのかなとは思いました。

以上です。

○高岡座長　ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

あまり座長が言ってはいけないところはあるのですが、先ほど浅見構成員からお話があった、取付費用という呼び方は、僕はちょっとふさわしくないなと思っていて、これは、車載用の姿勢保持装置は、家族でも取り外したりするというのを、通常やっているものもあるわけで、そこに特別な技術が要るのかどうかと考えると、特別な技術が要る場合もあるかもしれないし、要らないものもあるというところが、これは実際の現場ではあると思っていて、かつ、いろいろな使い方を指導するというのは、補装具である以上全てにおいて含まれてくるものだと考えると、車載用だけが特別だとは、ちょっと思えないところがあります。

ただ、それも含めて、西嶋構成員のおっしゃるように、何らかの、もう少し大きな価格帯を追加するということは、それはあってもいいのかなとは思っているのですが、ただ、何と呼ぶかも難しいですね。基本価格というのを、ほかの補装具の基本価格と同じように考えてしまうと、また難しいですし、車載用は（８）その他に入っているのですが、ほかの補装具をどうするのだとかというのもあるので、その辺は、文言なのかどうか分かりませんが、少し検討の余地はあるような気はいたしますが、方向性としてはよく分かるところです。パッド類も、私も同じような意見でございます。

そうお話をしている間に、何か御意見ございますでしょうか。

浅見構成員、お願いいたします。

○浅見構成員　ありがとうございます。

どのような呼び方が適当であるかにつきましては、私もはっきりとした回答がないところではあります。結局問題なのは関係職種がそのような業務に関して、実際には無償作業を行っているというところになるかと思います。名称は要検討ではありますが、無償作業に関することを配慮していただきたいという思いでの意見でございました。

○高岡座長　ありがとうございます。

これは、多分、先ほど野原専門官から御説明いただいた最後のほうの無償労働の話にも結構絡んでくるところで、どこからが無償で、どこまでが補装具を支給する際の補装具製作事業者の業務なのかといったところはあって、全てやるのが無償だとは思わないところはございますので、本当にその名称とか、切り分けは難しいところがあるなと思います。今、議論はあったのですが、事務局のほうから何かございますか。確認しておきたいことがあったら。

○野原専門官　事務局です。ありがとうございます。

取付費用等を考える場合に、別でそういったものを立てるのかも含めて、検討していく必要があるかと思います。

浅見構成員がおっしゃっていただいたように、必要なものだということは認識しておりますので、どういう形でできるのかということも含めて、検討させていただきたいと思います。

○高岡座長　ありがとうございます。

ほかには、この車載用に関しては、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次に8枚目の、車椅子・電動車椅子の借受け対象化へということです。

何か追加の御説明などはございますか。

井村構成員、どうぞ。

○井村構成員　井村でございます。

先に説明をいただいてもよかったのですが、論点（案）に出ているところで、デモ機の無償提供に依存するのはよくないということは、私も、本当にそう思うのですが、やはり借受けという仕組みと、デモ機のための短期の使用というものを明確に分けて議論をしないと、今の制度上、支給と同じように借受けのための申請をして、判定を受けて借受けが来るので、それをデモ機で使うとなると、借受けの仕組みが全く異なるので、そこは整理して議論したほうがいいのかと思いました。多分これは意思伝達装置でも同じことなので、デモ機と借受けというものを、もう少し認識を皆さんのほうできちんとできればと思いました。

○高岡座長　ありがとうございます。

確かにそこは、似て非なるものなのか、本当に似ているのかといったところが難しいところでは。

すみません、横井オブザーバーからお願いいたします。

○横井オブザーバー ありがとうございます。

借受けのお話があって、デモ機の無償提供と、今、井村構成員のお話がありましたけれども、確かにどこまでがデモ機として見るのか、借受けとして見るのか、車椅子だけではなくて、意思伝達装置でも今後研究はしていきたいと思うのですけれども、実際に何か車椅子とかで使うことを想定する場合に、どうしても電動車椅子であつたりとか、車椅子を試すということ、それで決めていくというところがあるのですけれども、やはり、かなり車椅子の場合はそこがネックとなる、我々のほうの施設でも、物は用意をして対応しているのですけれども、どうしてもそういうことができない場合がございまして、それを借受けとするのであれば、毎回貸出しという形になるので、そこら辺の費用に関しては、検討したほうがよいかなと考えております。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

藤原オブザーバーから何か追加説明はございますでしょうか。

○藤原オブザーバー ありがとうございます。

御指摘いただきましたように、借受けの対象には、ぜひ車椅子、電動車椅子を新しく入れていただきたいと考えています。それによってユーザーの利益は非常に大きいと考えますので、ぜひ御検討いただけたらありがたいと思っております。

また、一方で、破損リスク等に対する事業者側の負担も十分に踏まえた上で、借受けの運用を整える必要がございます。その点も踏まえて電動車椅子、車椅子等の対象化をご検討いただきたいと思っておりますし、今回の論点（案）には含まれておりませんが、高額な部品等に就きましても同様の状況がございますので、あわせて整理していただけますとありがたく存じます。よろしくお願いします。

○高岡座長 ありがとうございます。

車椅子や電動車椅子が対象化されることそのものは、特にそれだから反対ということはないと思うのですが、借受けの仕組みそのものがなかなかうまくいっていない部分もありますし、先ほど井村構成員からお話があったような、デモなのか、借受けなのかという、その辺の違いの問題というのものもあるだろうなとは思っております。

西嶋構成員。

○西嶋構成員 西嶋です。

借受け、デモの違いというところもあると思うのですけれども、何しろ更生相談所なり判定医の判定の結果、少し短期間なり、中期間なり、レンタルが必要だと判断をしたことで、借受けを動かしてくというものだと思います。

その物の減価償却に対して月割りでコストを見てくのは、あっていいと思うのですけれども、やはり事業者さんで一番困っているのは、あんな大きなものをメーカーから事業者経由で本人のところまで一往復させるだけでも結構なコストがかかると、片道1万円ということも聞いていますので、それをただでやってくれというのは、さすがに鬼かなとは思

うので、そこはちゃんと見てあげないと、やりたくてもやる気になれないというところ
す。ある意味、それができないとなると支給の判定において、十分な評価ができない、判
定の質が下がるということにつながってしまいますので、そこは無駄な支給を減らすため
にも、ぜひとも見てあげたいところかなというところ。車椅子は、前回から基本価格
が設定されるようになりましたけれども、この基本価格というものは、ほぼ満額必要なの
ではないかなと、短期間のレンタルであったとしても、どういうものかいいのか処方を決
めて、その上で物のやり取りをしてというところがありますので、基本価格については、
恐らくほぼ満額必要なのではないかなという印象を持っています。

ただ、実際にその後支給判定となってくると、かぶる部分がありますので、そのとき
には、2台目減算とかいうものをうまく使っていけば、無駄なコストというのを抑えられる
かなという気はします。借受けにおいて、基本価格をちゃんと設定して、認めてあげ
るというところは、最初にできた無償労務提供をなくしていくという方針、それから事業
者の処遇改善という大きな方針にも合致するものではないかなとは思っています。そう考
えていくと、意思伝もそこそこ大きな段ボール箱になってくるねと、運ぶのも適当に送れば
いいというわけではないからと考えると、そこもちゃんと送料は見てあげなくてはいい
ので、判定というか、設置に関わる人的コストもかかりますので、そこも基本価格を
ちゃんと見なくてはいいかと。下手すると、処方と同じぐらいというか、それ以上にか
かる場合もあるねということを考えると、結構いろいろなものが、基本価格というのを
ちゃんと認めて、今までも全く考慮していないわけではないのしょうけれども、物の本
体の額とごっちゃになって、丸めて見ていたものを、そこはきちんと技術料と物の値段
というのを切り分けて考えていくという方向に持っていったほうがいいのではないかと。
これは、補装具全体の方針というところに、少しチャレンジする話ですけども、ちゃん
とそこの基本価格というものを考えていくような仕組みというのが、健全ではないか
なという印象を持ちました。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

根本的に見直さなくてはいいところがあるなというところはございますが、方向性
としては、そのとおりなのだろうとは思っています。

順番で、井村構成員からお願いいたします

○井村構成員 井村でございます。

今、西嶋構成員からありましたところに関連する話であります。まずは、今回の電
動車椅子及び車椅子の借受けの対象ということは、何ら反対するものではありません。

ただ、やはり借受けとした場合の運用上というのは、これまでもたくさんの議論が
ありました。私も多分、令和元年度ぐらいの頃に、義足の完成予備品の高額継手の
借受けということのデモをシミュレーション的に実際にしました。

そのとき、やはり部品の調達ということで、メーカーさんから借りてくる費用は
借受け

の費用で賄えるという判断をしたとしても、輸送にかかるコスト及び義足のパーツですとか、組み上げに関する工賃が上がるということが全く反映されない。通常の買い取りであったら、その利益の中から捻出できるものも、短期の借受けでは、そんなものは当然出ないということで、昨年から、一昨年ぐらい前から修理と同じように交換に関する技術費用が加算ということになりました。

ただ、やはり、それでも送料というものがないので、この借受けというもので、幾つかの要件がある中で、比較検討のための使用という枠ですと、本当に2週間の利用ということ想定すると、あつという間に送ると書いているので、そんな物の借り代金を支払いもしていない中で送料というのは出てこないの、やはりこの借受けの仕組みというものが根本的にまずいという言い方をしたら語弊があるのかもしれないですけども、多分、今の価格の決定の方式で言うと、5年間の補装具の購入の場合、耐用年数の3分の2という形で計算されていますので、長期間使い続けることが前提のリース費用みたいな形になっているので、短期で使ってぼんぼん比較して変えられるということは、非常に業者さんにとっての負担でしかないということなのです。本当にデモ的なところも含めて短期で使うのかとか、あるいは、今、西嶋先生がおっしゃったように、取りあえず使ってみなくては行けないと処方したときに、では、どれくらいの期間をもって、何の目的で、何を知りたいのかということが明確ではないと、取りあえず借りて駄目だった、借りて駄目だったということで、多数の製品なりを比較するということが、本当に事業者さんにとって、かえって負担になってしまうということが一番懸念されると思います。

以上です。

○高岡座長　ありがとうございます。

私も安易にこれを使って試すという制度ではないだろうとは、少し感じるころはございます。

小林構成員、お願いいたします。

○小林構成員　小林です。

井村先生が、ほとんどおっしゃってくださったのですけれども、意思伝も車椅子も、今まで借りようとしたときに、業者さんが、貸し出せるものをキープしておく、それだけの力がないとか、そんなものをキープしておけないということをよく言われるのですけれども、その辺の価格とか経済的な補償をしなければいけないので、ですので、根本的に制度を考えなければいけないということに対して賛成です。

○高岡座長　ありがとうございます。

山口構成員、お願いいたします。

○山口構成員　山口です。

井村先生の御意見にもございましたが、私も車椅子、電動車椅子の借受け対象化に対しては、賛成の意見でございます。

しかし、借受けでの対応が可能となった場合にも基準価格の設定について現行の借受制

度との考え方とは、少し一線を画するような対応でないと有効利用は難しいのかなと思う部分がございます。

介護保険の車椅子レンタルの場合ですと、長期間レンタルすることによって事業者の利益につながる部分もありますが、借受制度の場合ですと、やはり短期間になるケースのほうが多いのかなと想定しております。そうなりますと、介護保険の場合と事情が違うかと思しますので、価格面を検討される場合は、事務局としても事業者の負担等も十分に御配慮いただけたらと思っております。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

項目に入れることそのものは、反対の御意見はないのだろと思いますが、それも含めた借受けの仕組みそのものが、もっと運用しやすくするといいますか、事業者のほうもメリットがあるような形にできるかというところがポイントになるので、どこまで令和9年でできるのだろうかというはありますが、事務局から何かございますでしょうか。

○野原専門官 ありがとうございます。

いろいろな御意見をいただきまして、大変参考になっているところでございます。

事務局としては、令和9年度に向けて、いただいた御意見を基に整理を進めさせていただき、車椅子、電動車椅子の借受け対象化を検討していく中で、本日御意見いただきました借受け制度についての課題も含めて検討していきたいと考えております。

○高岡座長 ありがとうございます。

では、借受に関しましては、いろいろ調整しなくてはいけないところが出てくるのかなと思いますけれども、次の論点のほうに移りたいと思います。

次は、10枚目になりまして、視覚障害者安全つえ、石突等の課題に関してということですが、何か追加の御発言、御質問はございますか。

清水構成員、お願いいたします。

○清水構成員 ありがとうございます。

石突の問題は、この後、恐らく出てくると思うのですが、団体ヒアリングですかね、こちらでもかなり以前からいつも挙げられています。

それで、石突は、結構皆さん視覚障害の当事者の方々にお伺いすると、すり減ると修理にもならないので、自費で払って、それで換えてもらってというお話を非常に複数お聞きいたします。それ自体、視覚障害者の社会参加を阻む阻害要因の1つになっていなければいいかと、個人的には思ったりもしているわけなのですが、前の専門官のときだったと思うのですが、やはり石突のお話が出てきまして、そのときに、義足の断端袋と同じ考え方ができるのではないかというお話が、たしか出たと思います。

となりますと、私もすみません、断端袋のことをそこまで知っているわけではないのですが、それに関しては、義足の断端袋を使う、だから幾ら以内だったら断端袋をそこから選んでいくというようなシステムになっているともお聞きしたように思うのですが、石突

もそれと同じような考え方で、今度の改正のときに、システムを変えることというのはできないでしょうか、いかがでしょうかというのが1つ質問というか、意見です。

○高岡座長　ありがとうございます。

では、事務局から、コメントございますか。

○野原専門官　ありがとうございます。

石突について断端袋と同じようにできないかということかと思いますが、断端袋のほうで、年間の購入の上限価格が決まっております、その価格の中で、必要な枚数を支給するというようになっております。

今回の論点として挙げさせていただきました石突の分類についてですが、どのように告示の改正が行えるかについては、今後検討させていただきます。その中でほかの種目で行われている方法についても、使えるものがあれば参考にしながら検討させていただきたいと考えております。

○高岡座長　ありがとうございます。

どのような形になるかは別にして、何らかの形ではぜひ入れていきたいという方向だと思うのですが、清水構成員、何かございますか。

○清水構成員　ぜひ、次回のときに何かしらの、前進したなと思えるような改正が得られるといいなと思います。

もう一点、先生、すみません。この歩行補助つえにつきましては、これは、もう既に記載があったということなのですけれども、肝腎要の視覚障害のところに周知できる形で記載されていなかったということで、視覚障害のほうに、今度付け加えていただくことになるのだろうと思うわけなのですけれども、視覚障害の方が使われている視覚障害者安全つえを扱っている、いわゆる白杖を扱っている業者さんと、この歩行補助つえを扱っている事業者さんは、恐らく全く接点がないのではないかなと思うのですね。

ただ、厚労省のほうで、今まで肢体不自由の関係のところに書かれていた文言をそっくりそのまま視覚障害のところに盛り込んでいたとしても、現場は全然全く接点もないし、メッセンジャー的な役割を果たしているスタッフ、人材もいませんので、それこそ紙に書かただけで、全く実態が伴わないということが非常に私は懸念しているのですね。

ですので、そこは何とか厚労省のほうでおつなぎするような策といいますか、そういったものはあるのでしょうか。

○高岡座長　事務局のほうで、何か今、具体的な作戦はございますか。

○野原専門官　ありがとうございます。

清水構成員の御指摘は、ごもっともだと思います。実際に利用される方が、必要とされるものにアクセスできるようにするというのが大事かと思います。

それぞれの販売店等をつなぐようなことは現状しておりませんので、今後改正が進んでいった場合には、関係各所に情報を共有していただいて、混乱が起きないように、書いただけで終わらないようにさせていただきたいと考えております。

○清水構成員　ありがとうございます。

今、特に視覚障害者は、高齢者がすごく増えていますので、多脚つえのニーズも高まっていくと思いますので、ぜひ、みんなで考えられたらいいかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○高岡座長　ありがとうございました。

そのほかに、この視覚障害の件については、ほかにもいろいろ論点はございますが、よろしいでしょうか。

では、次に、12枚目の補聴器に関する論点ということで、御意見ございますでしょうか。

石川構成員、お願いいたします。

○石川構成員　石川でございます。

ここで出ているのが2点あります。特に主なものが、今回の修理項目に関する点で、研究班のほうでもいろいろ調べてくださったとおり、9割の補聴器メーカーが定額化を希望していると、4つ目の○に書いてあるところです。

一方で、アナログ補聴器への対応あるいは定額制の反対する部分もあるということで、論点の黄色く塗られたところに、必要のない項目は決まらないかもしれないというまとめ方にはなっているのですが、ただ現実問題として、やはりこの9割という数字は非常に大きくて、ほとんどがデジタル化されている、今、この現状で、では、何も変えなくていいのかと言われると、恐らくそれは駄目なのだろうと思うのです。

ですので、既存のものを完全に消してしまうのは、もちろん、今、難しい現状とは思いますが、ほとんども、ほとんどが主流で動いている定額修理、モジュールというものをいかに今回のもので盛り込んでいくかというところは、非常に重要になると思いますので、ここはきちんと知恵を絞って何らかの対策をやはり立てるべきだろうと思っております。

それから、一番下の黄色のところです。この後、多分、ヒアリングのところでもう一回出てくるので、そこで述べるのですが、この骨導補聴器の問題も無視できないというところを追加で述べていきたいと思います。

私からは以上でございます。

○高岡座長　ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○野原専門官　ありがとうございます。

事務局のほうでも、いただいた御意見のとおり、定額修理、モジュール交換に対応できるような形で、整理ができたかと考えております。

また、76回補装具評価検討会でも御説明させていただきましたが、現場の方々が混乱しないように、必要な項目が残るようにというところで、検討させていただきたいと考えております。

○高岡座長　ありがとうございます。

ぜひ、適時、石川構成員の御意見というか、お知恵もいただきながら、設定していただ

けるといいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、13ページ目の意思伝達の件に関してです。

ここもいろいろございますが、追加の説明は何かございますか、挙手でいただければと思いますけれども、では、横井オブザーバー。

○横井オブザーバー よろしく申し上げます。

1 番目の支給に関してのデモ貸出しですけれども、先ほど来ありますが、意思伝達装置の居宅での使用に関しては、処方に至るまでにどうしても機器の貸出しというところが必要になってきます。

これも昨年の厚労科研でもお示ししましたけれども、貸出しにおいては、機器の搬入初期設定、利用者への機器説明等が必要で、これは補装具業者が対応することが多いかと思っています。

さらに、貸している間に、実際に使えるかどうかというところを、多分判定に関しては、条件が必要というところになってくるかと思うのですけれども、そちらの貸出しの間に関しては、当センターでは訪問して、姿勢とか、スイッチの支援を行っているというところが現状です。

また、去年の研究で、補装具装用訓練等支援事業の聞き取りを行っているのですけれども、病院に関しては、訪問に関しては、やはり医療などでの費用が出ないので、貸し出している間の対応というのが、やはり難しいこと。訪問リハを実施している病院でも、リハに関係しないことは、やはりさすがにお金は取れませんので、無償で対応していたりとかというお話があって、この部分を含め、誰がどのように対応して、費用をどうすればいいかというのは、今後考えていく必要があるかなと思われれます。

また、下の呼び鈴についてですけれども、こちらのほうは、もう研究結果のほうを前回にお示ししておりますので、視線入力装置利用者に関しても、呼び鈴の利用を夜間とかにされている方がいらっちゃって、必要性については示されたと考えております。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

井村構成員、どうぞお願いいたします。

○井村構成員 井村でございます。

これは、前回のときにも話した内容と一部重複するのですけれども、今、ありましたように、在宅、居宅での使用評価が必要だということは私も分かりますし、そのための貸出しというのも分かっているところであります。

ただ、本当に、それを補装具事業者が、その物のことは分かっても、患者さんの特性を理解してスイッチの適合などが正しく行えるか、スイッチだけではなく、今、ありました横浜リハセンターのように、姿勢まで考慮したことができるかどうかというところは、かなりスキルの差があって、一律にそれを費用計上という形で認めるのは、少し厳しいところがあるのかなと思います。

今、横井オブザーバーからありました、医療保険での話なのですが、確かに訪問リハをしていない病院からは、リハスタッフの派遣というのは費用を取れないと思うのですけれども、今、リハに関係ないことというお話がありましたけれども、以前に医政局から出た通知の中で、福祉用具の利用というのは作業療法にみなすということが出ていますので、これは適切な福祉用具の利用指導による生活環境の改善という手法であれば、医療保険から出る状況にあるスタッフの派遣ですと、費用は出るはずですよ。それは、まず、置いておきます。

あと、呼び鈴のところになりますけれども、これは、本当に私が前から、何年も言っておりますが、視線入力の利用をされている患者さんによって必要な場合があるということ、私も理解しておりますし、それは何らかの手当をして当然だと思います。

ただ、この理論でいくと、視線入力していない場合にというのは除外されてしまうことであり、実際、恐らくこれは視線入力の利用者に聞いた結果を基にということなのだと思いますけれども、視線入力ではない意思伝達装置あるいは意思伝達装置そのものを使っていない患者さんにおける、例えば、透明文字盤を使っている患者さんのニーズというものをどこまで把握されて、その結果、必要かどうかということが出ているデータか確認をしたいと思いますので、ここは、横井オブザーバー、どこを対象にしたかということ、もう一度確認したいと思います。

○横井オブザーバー 御質問ありがとうございました。

○高岡座長 すみません、高岡です。

ちょっと時間がかなり押してしまったので、また、横井オブザーバーに御発言をいただきますが、手短にお願いいたします。

○横井オブザーバー 御指摘のとおり、基本的には、意思伝の使用をされている方という形でお聞きしたというデータになります。

以上です。

○井村構成員 私は以前、厚労科研でやっていたときには、ALS協会に協力いただきまして、400人程度の患者さんの回答からもらったりしていますので、やはりそこは、本当のニーズかどうかということは、もう少し慎重に判断しなくてはいけないと思いますので、他制度の利用も含めての検討となりますと、これは来年度すぐ、取りあえず入れましょうという問題ではなくて、本当にこれが必要かどうかということの検討を慎重にすることが必要かと思えます。

小林先生も挙がっていますので、一旦私のほうは引きたいと思えます。

○高岡座長 小林構成員、手短にお願いいたします。

○小林構成員 付け加えて、呼び鈴そのもののニーズといいますか、それを全体的に調査してから次に行ければいいかなと思います。

以上です。

○高岡座長 そこは参考にはさせていただきますが、呼び鈴の調査かということ、本来の話

とは違ってくるような気が、今、私はしております。また、重度意思伝の話とは違う話になってくるなという気はしておりますが、この辺りは、事務局のほうで、次の取りまとめをよろしいでしょうか。

○野原専門官 事務局です。ありがとうございます。

まず、重度障害者用意思伝達装置を御利用されている方々に向けての呼び鈴をどのように取り扱うかというところかと思しますので、話を広げるというよりは、必要な方々にどうやって支給できるのかということで整理をさせていただければと思います。

○高岡座長 すみません、私の進め方が悪くて、次に移らないと本当に時間がなくなってしまったのですが、14ページ、15ページに関しましては、このような御意見が出たというところで、今まで議論が出てきた無償労働の話等々を取り入れながらということだと思えます。

あとは、更生相談所の判定の在り方の問題なので、更生相談所をどうするのだという問題もかなり含んでいるところだなと思しますので、今日のところは、これで終わりにさせていただきます。

では、その次の議題に移らせていただきます。

ヒアリングに関して、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○野原専門官 資料を替えますので、お待ちください。

お待たせいたしました。令和8年度補装具費支給制度に関する団体ヒアリングの結果を御報告させていただきます。

スライドの2枚目、概要になります。

回答期間は、今年の7月1日から31日まで、実施団体は30団体になります。

調査項目は、現状の問題及び提案する解決策についてということで、各団体2点まで聞き取りを行いました。

回答数は42件、24団体からいただいております。

ヒアリング先は、スライドに示したとおりになります。

現状の問題及び提案する解決策の整理を事務局のほうでさせていただきました。全部で5つに分けております。

1つ目が、今年度の検討会で議論が必要と考えられるもの。

2つ目が、来年度以降の検討会で議論が必要と考えられるもの。現状で調査などが必要と考えられるものになります。

3つ目に、上限価格の改定に関するものになります。

4つ目、5つ目が、本検討会での議論を要しないものとなっております。

4つ目は、現行制度で御対応いただくものとして整理させていただきました。

5つ目は、告示等の改正と関係のないもの、検討会で議論を終えているものになります。

まず、今年度の検討会で議論が必要と考えられるものについて御説明させていただきます。

まず、1つ目です。下肢装具のサンドイッチ構造の加算についてですが、現状、下肢装具について、体幹装具及び上肢装具で認められているサンドイッチ構造加算が設定されておられません。このため、PTB免荷装具やファンクショナルフラクチャーブレース等では実際に使用されているサンドイッチ構造の加算が行われていないということを問題点として示していただきました。

提案する解決策として、サンドイッチ構造を加えたらどうかということをいただいております。

厚生労働省意見としては、下肢装具の支持部をサンドイッチ構造とする場合に、現行の補装具告示別表には加算が認められておりませんので、加算設定の是非について検討することとしてはどうかということで、本日の検討会の中で御意見をいただければと思います。

次に、2つ目ですが、3Dプリントによる製造について、これは、3Dプリンティング技術を用いた製造が工作法として明確に位置づけられていないということで、補装具告示別表に明確に位置づけるということを御提案いただいたものですが、こちらは、先ほど資料1で提案している論点（案）に該当しておりますので、そちらと併せて検討することとしてはどうかという意見になります。

3つ目が、視覚障害者安全つえの石突の項目追加になりますが、こちらは、先ほど資料1で提示した論点（案）に該当しておりますので、そちらと併せて検討することとしてはどうかという意見になります。

4つ目が、補聴器の修理基準項目の見直しについてです。

こちら資料1で提示している論点（案）に該当しております。

続いて5つ目、視線検出式入力装置利用者への呼び鈴支給について、こちらも資料1で提案している論点に該当しており、併せて検討することとしてはどうかという意見になります。

次に、来年度以降の検討会で議論が必要と考えられるものについて、2つございます。

1つ目には、充電式補聴器の充電器の支給についてです。

充電式補聴器は電池交換不要の利便性から普及が進み、2026年上半期には補聴器出荷台数の64.1%を占めているということで、今後は充電式が主流となっていくところ、現状は告示上限価格に、補聴器用充電器が含まれておりませんので、追加することとしてはどうかということが御提案されました。

この充電式補聴器の充電器については、現状、空気電池式のもののしか告示には載っていませんが、そちらを利用されている方との平等性に留意しつつ、販売価格等の実態も確認して整理を進めてまいりたいと考えております。

2つ目に、支給可能な骨導補聴器についてですが、補装具費支給制度における骨導補聴器は、制度上は骨導式ポケット型及び骨導式眼鏡型が対象とされておりますが、これらの機種は生産数の減少によって、今、入手が困難となっているということで、骨導補聴器については、現行基準の対象機器に加えて、実用的な聴覚補償手段を確保するために、実際

に使われているものを調査して含めるようにしてはどうかということをお願いしております。

こちらについても、補装具として使用可能なものについては、実態を確認する必要があると思いますので、実態の確認をして整理を進めてまいりたいと考えております。

告示上限価格の改定に関するものについては、2つございます。

告示上限価格そのもの、価格についての検討というのは、検討会では行っておりませんが、御意見として7団体から告示上限価格の改定と、価格改定方法の見直しについて御意見をいただいておりますので、まとめさせていただきました。

補装具告示別表の上限価格改定につきましては、令和7年度・8年度の調査結果を基に、予算編成過程において検討してまいります。

価格改定方法の見直しについては、慎重な検討が必要なため、まずは令和9年度改定の検討を進めてまいりたいと思います。

2つ目は、作業人件費の評価ということで、車椅子・電動車椅子の提供においては、作業人件費が評価としてきちんとされていないという御意見をいただいております。

こちらについても、告示別表の上限価格の改定に併せまして、令和7年度・8年度の調査結果を基に予算編成過程において検討してまいりたいと思います。

また、購入基準に限らず、修理基準についても、本来、補装具告示別表の上限価格には製作作業工程における人件費が含まれているものと考えておりますので、そこも含めて予算編成過程において検討してまいりたいと思います。

本検討会で議論が必要なものと、御報告が必要なものとしては、以上になります。

本検討会での議論を要しないものないもの、については、説明は割愛させていただきたいと思います。

○高岡座長 ありがとうございます。

では、議題2、団体ヒアリングから、現状の問題、提案をどうするかということで、一つ一つ見ていきたいと思います。

まず、サンドイッチ構造を今後どうするかということで、一つ一つ見ていきたいと思います。

PTB免荷とか、ファンクショナルフラクチャーブレースは、治療用として使うことが多くて、更生用では、それほど多くないかなと思うのですが、項目を追加するのは検討していただいていいかどうかということです。何か御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。山口構成員、お願いいたします。

○山口構成員 下肢装具のサンドイッチ構造加算についてですが、現状の課題に記載されてあるとおり、体幹装具、上肢装具では認められているところですが、下肢装具には、なぜサンドイッチ構造の記載がないのだらうと常々疑問に思っていたところがございます。

実際には、材料費や加工、製作の時間、そういったコストも別にかかりますので、ぜひともサンドイッチ構造の加算を掲載していただければと思っておりますので、御検討のほ

どよろしくお願いいたします。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

では、これはよろしくお願いいたしますということで、具体的に検討していただきたいと思います。

そのほかは、よろしいですかね。

では、次の2番、3番、4番、5番に関しては、先ほど議論させていただいたというところではございますけれども、追加でございましたら、井村構成員、よろしくお願いいたします。

○井村構成員 井村でございます。

しつこいようですが、5番に関しましては、やはり議論がまだ必要だと思います。今回、厚労省意見として資料1で設定している論点（案）に該当しておりということですが、多分、以前から出ていて、論点として厚労科研のほうに指定課題として、こういう調査をということは、事務局というか、厚労省側から提示しているところだと思うのです。けれども、その段階で我々の意見が反映されていない調査をして、その結果をもって出てきますので、ここはもう少し調査を深めてほしいので、整理番号の区分でいうと2番、9年度ではなく、それ以降のところに持ち越していただければと思います。

○高岡座長 事務局、何かございますか。

○野原専門官 まず、昨年度からの検討を進めて参っているところではあると思いますので、呼び鈴をどのような位置づけにするかということについては、本年度、可能であれば進めさせていただきたいと考えております。

○井村構成員 ということは、我々の意見というものは採用されないという理解でよろしいでしょうか。

○高岡座長 どうぞ、事務局。

○野原専門官 いただいた御意見も含めまして、改めてどういった方法があるのかというのは検討していく必要があると考えております。

○高岡座長 それが9年度、来年4月からの改定に、追加調査なしに間に合うという認識でよろしいでしょうか。

○野原専門官 間に合うかどうかですが、現状いただいているご意見の中で可能とところがあれば、9年度の改定に入れさせていただきたいと考えております。

○井村構成員 小林先生から、チャットで何か入っていましたけれども、よろしいでしょうか。

○高岡座長 すみません、今、こちらで確認ができてなくて。

○井村構成員 私から読み上げます。

小林先生からチャットで「初歩的な質問で申し訳ありません。視線入力を使っている方の夜間呼び鈴使用は、実際常時視線を使える場所に画面を設置しているのでしょうか？消灯していないのでしょうか？分岐装置があれば夜間人を呼べる状況の方ばかりではな

く思いました。現状は別のルートで呼び鈴を使用されているのでしょうか。日中意思伝として使っているときに、人を呼ぶという使い方なのでしょうか。追加されることを反対するものではありません」というコメントが入っておりますが、多分、これは前回もあった、夜間の視線検出装置が照明を消すと反応しないという状況があるので、その中で、例えば別のスイッチを使う、ALS協会さんからだと思うのですけれども、独立した別の系統が必要というのもあると思うのですが、その辺についてのコメントだと思います。小林先生からのものでした。

○高岡座長 すみませんでした。チャットのほうが確認できませんでした。

横井オブザーバー、ございますか。

○横井オブザーバー ありがとうございます。

視線入力装置全てを今回、調べているわけではないですけれども、やはり夜間常時パソコンを本人の前において使われているということは、お伺いしております。

それで、日中施設として使っているときに人を呼ぶという使い方もございます。2階とか、そういうところに離れてしまったときとか、そういうところにあるということになります。

すみません、全部が分かっているわけではないので、コメントとしては、ここまですになります。よろしくお願いします。

○高岡座長 小林先生、今、画面のほうでは映っておりませんが、今のようなお答えでございます。

まず、次回のときに少し具体的な案として、また出てきますので、また議論ができればと思っております。

ほかに、この整理番号Ⅰのところはよろしいでしょうかね。

では、時間もございますので、整理番号Ⅱの補聴器の件に関してです。

これは、石川構成員のほうから、何かございますか。

○石川構成員 ありがとうございます。石川でございます。

まず、Ⅱ－①、充電式補聴器の充電器、これを拝見して、そうかと思って見ていたのですけれども、今までの補聴器というのは、これも書かれているとおり、空気電池式の補聴器ということで、補聴器本体に、いわゆるシールで剥がして使うボタン電池のようなものを入れて使うわけですが、この電池代というのは、補装具の費用には当然含まれていなかったわけですね。

ただ、一方で、充電式の補聴器が出てきたことで、充電式の補聴器の本体は、恐らく、補装具費支給のほうでカバーされるという考え方なのですけれども、それに附随して使える充電式の補聴器の充電器のほうもカバーしていいのかということになると、これは、やはり厚労省の意見として、空気電池式の方と平等性に留意しつつ書いてあるとおりで、つまり、充電器を認めるということは、電池を認めるということになってしまう可能性があるのです、ここは、やはりしっかりと、ここにも書かれているとおり、平等性に留意しつ

つ、実態を確認して整理を進めなくてはいけない問題なのではないかなと感じるところです。これは、なかなか多分、ぱっと決められることではないなと思いながら、これを拝見しておりました。

それからⅡ－②のほうに進んでいただいて、もう一個の話があると思うのですけれども、スライドを映していただいてもいいですか、ありがとうございます。

これは、先ほど少し述べさせていただきましたけれども、例えば、生まれつき耳の穴が塞がってしまっているような先天性の外耳道閉鎖の方などがよくお使いになられる骨導補聴器、今、制度上は、書かれているとおり骨導式ポケット型もしくは眼鏡型というのが登録されているのですけれども、これが実際には市販されていない状況になってきているのですね。

ですので、これについてもしっかりと調べて、これは9年には当然間に合わないと思うのですが、今ある機械をどうやって適切に必要な人に届けていくかということは、きちんと進めていかなくてはいけないだろうということになるかと思います。

私からは、以上2点でございます。

○高岡座長 ありがとうございます。

ちょっと教えていただきたいのは、骨導の必要性があるのになくなっているというのは、価格が見合わないからという理由なのでしょうか。

○石川構成員 石川が答えてよろしいですか。

○高岡座長 はい、お願いします。

○石川構成員 見合わないからというよりも、実際には骨導式補聴器をお使いになられる方がそれほど多くないという現状がございまして、まずは、数がそれほど出ないという問題点があります。

もう一つは、今、制度上に入っている骨導式ポケット型とか眼鏡型というのは、もちろん審美性の問題もあるのですけれども、もう一つは骨導式というのは、骨にしっかりと圧着させないと聞こえないので、長時間つけていると非常に痛いという問題が出ているのです。それも含めて新しい機器に、今、変わりつつあるというところがありますので、だんだんとそういった医学の進歩に、この制度が追いついていないということの1つの表れでもあるかと思います。

簡単に説明すると、こんなところですが、よろしいでしょうか。

○高岡座長 ありがとうございます。

すみません、教えていただいてしまいました。ありがとうございます。

こちらに関しては、調査を進めていくという方向性については、特に御異論はないと思います。よろしくお願いいたします。

では、次、告示上限価格の改定に関しては、これは、令和9年に向けて検討していくことですので、これは、やっていきますよということですし、人件費の評価についても、これもここで議論するということではなくて、ぜひ考慮してくださいということにな

ろうかと思います。

それ以降の本検討会等で議論を要しないものについては、ここで議論はしなくていいのかなと思うのですが、もし、こちらのほうも御覧いただいて、何かとても気になるようなことがございましたら、清水構成員、お願いいたします。

○清水構成員 ありがとうございます。

検討会での議論を要しないものというところで、日本眼科学会と日本眼科医会から同じ意見が上がっています。

それは何かといいますと、視力障害がなくて、視野障害しかない方に対して、眼鏡に度数を入れる、いわゆる屈折矯正のところを認められないのかみたいなお話だと思うのです。

今回上がってきたのは初めてではなく、これまでも上がってきた内容になります。以前も日本眼科学会、日本眼科医会のほうから、暗所視支援眼鏡というものがあって、それを補装具として認められないのかというお話が複数回出たことがありました。

それは、直接、当時の担当の方が、眼科の関係の人に説明して、それで御納得いただいて、それ以降は出ていないということなのですが、今回も必要であれば、もう議論を要しないということではなく、丁寧に説明する必要があるかと思います。

また、私は眼科医の1人として言いますと、全て視野障害だけの人に屈折矯正を認めるという意味ではなく、例えば網膜色素変性で視野が狭い、視野障害のみです。けれども、視力をはかると0.8とか、いい視力が出ます。遮光眼鏡を補装具として処方します。遮光眼鏡を、自前のフレームの中に遮光のレンズを入れて、そこに度数を入れるわけです。そうしないと、きちんと適正にその患者さんは使えません。だから、そういう人に限って認められる余地があるのかどうか、そこまでも丁寧に説明をしていただく必要があるのではないかなと思いましたので、コメントをさせていただきます。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

確かに、いろいろ細かいのをお聞きするとありますね。事務局のほうでいかがですか。

○野原専門官 御意見ありがとうございます。

昨年度もいただいている御意見ではありますので、改めまして、きちんと整理して御説明をさせていただく機会を設けられればと考えております。

○高岡座長 では、事務局のほうでよろしくお願いいたします。

井村構成員、手が挙がっていらっしゃいますね、お願いします。

○井村構成員 ありがとうございます。

今の清水先生の御意見と重なるところがあるのですが、同じく⑦番、意思伝達装置の項目細分化についてというところが、これは日本ALS協会から毎年上がっている要望なのです。適切な回答を提示していないのかなというところでもあるのですが、今回は公開なので製品名は出せませんが、これらがどの製品を指しているか、私は把握しております。

要は、イエス、ノーの判定のときに予測入力的ではなく、あらかじめ登録した単語の中から候補が出てきて、それを予測して繰り返し選択していくという感じのものだったと思うのです。かなり手間暇かかることと、最後は、正しいかどうかを本人ではなく、読み手である御家族等が判断しなくてはいけないところがあったので、独立して使える視点とは違うのかなという印象を持ちました。

これが基準額の問題で、従来の生体現象方式よりは高い価格帯になっており、足が出るから新設を要望というところがあります。参考資料のほうには、多分詳しく書いてあって、レベル5のBか何かだったと思うのですけれども、これは、平成20年度に今の補装具費支給制度になったとき、ワーキンググループが設けられまして、それぞれの問題を精査したときに、透明文字盤のようなものから、携帯用会話補助装置を含めて、段階分けしたときの整理の中のレベル5が生体現象方式の入りだったので、それを分割してほしいという、支給価格とか、基準のところではなく、全体像の整理の中から出ている質問だと理解しておりますので、それを入れるかどうかはまた別の議論であります。ここに、実際にデータ収集を行ってとありますけれども、私もこれは確認したら、本当に数台しかないというもので、こんなものができたけれども、これを入れてほしいというのは、あまりにもきついのかなと。

以前、視線検出式入力装置を認めたときには、以前からの検討会にあった、特例としてその種目の5%程度が出ているということを前提として認めたので、数台出ているから支給には至らないよという、きちんと明確な判断する基準というものを協会さんのほうに御回答をされたらいいのかなと思いました。こういう感じのところになります。

あと、今回上がってきていないのですけれども、令和3年度ぐらいのときから、以前の専門官の頃なのですけれども、パソコンなどを自由に使いたいという要望があって、アプリだけの支給ができるかということを検討してほしいというワーキンググループができたにもかかわらず、その議論が置き去りにされたまま、今回どンドン別の論点だけ出ているので、そもそも意思伝達装置がどういう要件であるかということをしきんとどこかで検討する場、あるいはそういった規定をつくって、明確にしてほしいと思います。よろしくお願いします。

○高岡座長　ありがとうございます。

今の⑦に関しては、具体的な説明まで御指摘いただきましたのでありがとうございます。事務局のほうでは、参考にして御説明していただけるといいと思います。

もう一つの意味伝達装置全体、根本的にどのように扱っていくかというのに関しては、大分進歩しているので、改めてやったほうが私もいいなと思います。

西嶋構成員、追加でお話しかな、どうぞ。

○西嶋構成員　3番の告示上限価格の改定に関する議論のところ。今回、価格の改定については、言われなくてもやるという状況だとは思いますが、物価も3年前に比べてはるかに上がっているというところは当然見直すにしても、あと人件費も無償労務提供に

関してきちんと適切に評価をしていく、お金をつけていくというところも大事なのですが、既にある人件費についても、昨年の調査でされた、今、幾らぐらいが標準で、それに対してどれぐらい上げるべきかという話をしていたと思うのですが、何か少し方向性が違うのかなという印象を持っています。

というのは、ほかの医療職と比べて、現状かなり低い状況にあるのに対して、それを少し上乘せしたからといって、ある意味、めっちゃめっちゃブラックなところが普通のブラックになったところを、これを処遇改善というのかというレベルです。そもそもそれは、ある一定のホワイトのところまで持っていった上でやっとほかの業種と同じに追いついて、そこからもう少し処遇改善の話なのではないかというところの議論が全然出てきていない。この人件費の評価とかというところに関して、世の中の物価上昇と同じように10%上げますとかという話ではなくて、本来幾らであるべきなのかというところをまず求めて、そこに追いつかせることが最低限の保証であって、それから世の中の水準に合わせて幾ら上乘せするかというのが、本当の意味の処遇改善なのかなと思います。

今回の告示改正の中で処遇改善というのは必ずやるよということは、大臣の答弁でも言っているところなので政府の方針としてもあるところだと思うのですが、その中で、きちんと適切に評価されていないところをちゃんと評価しましょうという流れの1つとして、人件費に関しても単価が安過ぎるものについては、適切な単価に持っていった上でベースアップをさらにやるべきなのではないかという議論があるかと思います。

もう一つ忘れてはいけないのが、今回対象外とした日整会から出たV番の①、報酬体系の整備というところ、これにもあるように、補装具の支給に携わる医療従事者に対して、直接報酬を支払うような仕組みにはなっていないと思いますし、それはなかなか難しいと思うのですが、そこに関して、それによって恩恵を被る人、例えば補装具の判定への協力だったら更生相談所が、事業者のフォローアップとかその辺に資することであるならば事業者のほうから医療機関に対して、適切な報酬なりそういうのを払うような契約が結べるようなことを考えなくてはいけないのかなと。関わる医療従事者に対して無償の労務提供を強いるという現状のシステムもあまりよろしくないのかなとは思っています。

ですので、今のところそこを直接するのではなくて、やるのは難しいのは分かっているのですが、そこについても、今回9年の改正には間に合わないにしても、少なくともどうあるべきか、どのように報いていくのが妥当なのかというところは考えていかないと、10年たっても何も変わらない。そうこうしているうちに、補装具に詳しい医療従事者がどんどん減ってきて、誰も技術的なサポートができないとなってしまうのではないかと心配があります。無償労務提供というのは、事業者だけが行っているものではなくて、医療従事者もやっている。ただ、医療と福祉の報酬体系が違うところを、どうやってそこを乗り越えていくのかというところについても考えていかないといけないのではないかと、いうところを、コメントさせていただきたいと思いました。

以上です。

○高岡座長 ありがとうございます。

コメントとしていただきます。ただ、人件費に関しては、また別途、調査を厚労省のほうでは行っているのでは、それらが反映される面もあるかなとは思いますが。

河合構成員、お願いします。

○河合構成員 河合です。

Ⅳ－①のことなのですが、車椅子支給基準の明確化については、これは厚労省の会議ですが、消費者庁が先月、自動車に乗っている車椅子の方の事故の報告をされたときに、車椅子の構造に問題があるという報告をされています。

それで、現在のモジュラー型のものを車載固定のために溶接するという場合は、現実的にはオーダーでつくらざるを得ないと思います。つまり事業者さんはできないと思うので、厚労省の今回の意見だと、事故があっても容認するようにも読み取れてしまうので、意見の書き方を消費者庁と調整して、今回は理学療法士協会さんからしか出ていませんが、工業会に対しても返したほうがよろしいのではないかなと思います。

意見です。

○高岡座長 事務局からお願いします。

○野原専門官 事務局です。ありがとうございます。

今、お話のあった報告は、恐らく高齢者が移動のために使用されている車椅子を自動車に乗せて移動されるサービスを提供しているところで起きている事故の報告ではないかと思うのですが、それに関しては、障害児・者の方々が使われているものとはまた違うものになりますので、一概にそこを一緒にしてしまうというのは、また混乱が起きるかと思います。

○河合構成員 河合です。

しかし、構造がほとんど一緒のものもあるわけですね。消費者庁に肩を持つわけではありませんが、更生相談で判定したもので事故が起きていないという、多分、証拠はないと思いますし、電動車椅子の場合は亡くなっている方も、たしかいらっしゃったと思いますので、回答は少し検討したほうが良いと思います。コメントで、しないということであれば、それはそれで結構です。

○高岡座長 ありがとうございます。コメントをいただきました。

石川構成員、お願いします。

○石川構成員 すみません、時間のないところで申し訳ありません、石川です。

整理番号Ⅳ－④を出していただいてもよろしいですか。

ありがとうございます。これは、ずっと複数年、非常に多くの団体、今回は補聴器工業会、それから、医者の学会ですね、日耳鼻の学会、それから、全難聴のほうからも出ていますけれども、厚労省の意見にも書かれているとおり、真に必要な場合には、両耳に支給することが可能ですというのは、まさにおっしゃるとおりではあるのですが、なかなかこの真に必要な場合というのを説明するのが難しかったり、あるいはこれが自治体間

の運用差というところも少し書かれていますけれども、なかなか難しいというところがあるのがあって、毎年出てくるという現状になっているかと思います。

現在、AMEDのほうの研究でも、この両耳聴の効果あるいは一側性の難聴の方の、要するに一側性の難聴というのは、片側しか聞こえない方の不便さ、こういったことから考えると、この真に必要なというところがだんだんと昔とは違って、やはり両耳聴で聞かないと難しいというのが、医学的にも明確化されているところがあるので、だんだんとここは少しずつ、今回変えるのは難しいのは、もちろん十分承知なのですが、少しずつ時代の流れとして、両耳聴というものが、医学的には一般的であるというところに多分変わっていているという現状を、厚労省としては把握されたほうがいいかなと思って意見を述べさせてもらいます。

例えば、眼鏡を合わせるのに片目だけ度を合わせて、片目だけ度を合わせないということは普通ないので、そういったところから考えたときに、将来的には、これは、もう少し議論が深まっていくのかなというところの追加のコメントをさせていただきました。

以上でございます。

○高岡座長　ありがとうございます。

かなり更生相談所においてもいろいろ御意見をいただくところではございますので、医療の進歩といいますか、多分、環境の変化というののもかなりあると思いますので、その辺りで必要性が出てくるという調査を、また、ぜひ進めていただきたいと思います。

すみません、本当に時間がなくなってしまいました。申し訳ございません。

その他というところで御意見もいただくことになっておりましたが、その他をやっている時間がなくなってしまいましたので、何かコメントございましたら、事務局のほうへメールでも送っていただきたいと思います。

私のほうは、これで一旦、事務局にお戻ししたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○増田補佐　ありがとうございました。

最後に、本日の会議の冒頭、事務局の人事異動について御案内をさせていただきましたが、本日の会議、途中から参加させていただいております、障害保健福祉部長の水谷より、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

○水谷部長　8月7日付で障害保健福祉部長に着任いたしました、水谷と申します。本日は別の公務がございまして、遅れての参加となりました。大変申し訳ございませんでした。

補装具費の支給制度、これは皆様御案内のとおり、障害のある方々が日常生活、社会生活を営む上で大変重要な役割を果たしていると認識してございます。私どもとしても、令和9年度の改定に向けまして、近年の急激な物価の変動等にも対応するような基準額の改定が実施できるよう、原材料費あるいは製品販売価格に関する実態調査の結果等も踏まえて、財源確保に向けた予算編成に臨みたいと考えてございます。

また、補装具の製作に関する新たな技術の進歩など、補装具や補装具費支給制度を取り

巻く環境は常に変化してございます。今日も大変闊達な御議論をいただきまして、対応すべき変化、それから順応させるための見直し、こうした制度運用面の改善にもしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

この検討会、まさにこの補装具費支給制度の運用がより円滑に適切に実践されるために必要な改善は何なのか、構成員の皆様方の引き続きの闊達な御意見をいただきながら、私どもとしてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○高岡座長 ありがとうございました。

では、改めまして本日の議題は以上となりますので、事務局におきましては、本日いただきました貴重な御意見を踏まえて、必要な対応を進めていただきたいと思います。

最後に、事務局から今後の予定等をお願いいたします。

○増田補佐 事務局でございます。本日はありがとうございました。

本日の議事内容は、皆様に御確認をいただいた上で、後日、厚生労働省のホームページに議事録として掲載予定でございます。

また、次回の検討会につきましては、日程が決まり次第、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○高岡座長 それでは、以上をもちまして、第78回「補装具評価検討会」を終了したいと思います。

本日はありがとうございました。